

職種	基準額	割増対象賃金比 (A)	1時間当たり割増賃金係数 K		
			割増係数 1.25 (A) × 1/8 × 1.25	割増係数 1.35 (A) × 1/8 × 1.35	割増係数 0.25 (A) × 1/8 × 0.25
特殊作業員	21,900	0.784	0.123	0.132	0.025
普通作業員	19,600	0.852	0.133	0.144	0.027
軽作業員	14,300	0.882	0.138	0.149	0.028
造園工	20,100	0.788	0.123	0.133	0.025
法面工	24,600	0.820	0.128	0.138	0.026
とび工	24,000	0.860	0.134	0.145	0.027
石工 [参考値]	29,700	0.861	0.135	0.145	0.027
ブロック工 [参考値]	22,600	0.795	0.124	0.134	0.025
電工	21,800	0.721	0.113	0.122	0.023
鉄筋工	22,300	0.877	0.137	0.148	0.027
鉄骨工	23,000	0.813	0.127	0.137	0.025
塗装工	22,200	0.829	0.130	0.140	0.026
溶接工	24,000	0.823	0.129	0.139	0.026
運転手（特殊）	22,100	0.796	0.124	0.134	0.025
運転手（一般）	19,200	0.821	0.128	0.139	0.026
潜かん工	32,500	0.926	0.145	0.156	0.029
潜かん世話役	40,300	0.776	0.121	0.131	0.024
さく岩工	28,200	0.760	0.119	0.128	0.024
トンネル特殊工	39,100	0.962	0.150	0.162	0.030
トンネル作業員	26,900	0.951	0.149	0.160	0.030
トンネル世話役	42,600	0.928	0.145	0.157	0.029
橋りょう特殊工	28,100	0.838	0.131	0.141	0.026
橋りょう塗装工	28,100	0.864	0.135	0.146	0.027
橋りょう世話役	33,700	0.793	0.124	0.134	0.025
土木一般世話役	23,000	0.772	0.121	0.130	0.024
高級船員	27,600	0.744	0.116	0.126	0.023
普通船員	22,600	0.738	0.115	0.125	0.023
潜水士	41,600	0.810	0.127	0.137	0.025
潜水連絡員	30,300	0.873	0.136	0.147	0.027
潜水送気員	30,500	0.886	0.138	0.150	0.028
山林砂防工	-	0.727	0.114	0.123	0.023
軌道工	30,500	0.840	0.131	0.142	0.026
型わく工	23,600	0.901	0.141	0.152	0.028
大工	23,100	0.925	0.145	0.156	0.029
左官	21,700	0.871	0.136	0.147	0.027
配管工	20,400	0.746	0.117	0.126	0.023
はつり工 [参考値]	23,200	0.856	0.134	0.144	0.027
防水工	24,100	0.773	0.121	0.130	0.024
板金工	22,500	0.721	0.113	0.122	0.023
タイル工 [参考値]	23,800	0.861	0.135	0.145	0.027
サッシ工	22,100	0.769	0.120	0.130	0.024
内装工	22,900	0.852	0.133	0.144	0.027
ガラス工	21,900	0.753	0.118	0.127	0.024
建具工	19,700	0.839	0.131	0.142	0.026
ダクト工	20,600	0.739	0.115	0.125	0.023
保温工	20,800	0.735	0.115	0.124	0.023
設備機械工	22,800	0.754	0.118	0.127	0.024
交通誘導警備員A	16,400	0.843	0.132	0.142	0.026
交通誘導警備員B	13,500	0.902	0.141	0.152	0.028
屋根ふき工 [参考値]	24,700	0.804	0.126	0.136	0.025
建築ブロック工 [参考値]	18,700	-	-	-	-
準用する労務単価 機械工（溶接工）	24,000	0.823			

1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。

2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。

3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。

4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。（例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。）

5 法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

<令和5年3月から適用する電気通信関係技術者等単価（基準日額）>

（円/日）

職種	基準日額	割増対象賃金比
「土木請負工事工事費積算基準（電気通信編）」の労務費のうち技術労力費を定めたもの		
電気通信技術者	34,500	0.670
電気通信技術員	23,200	0.670
(1)職務の定義		
1 電気通信技術者		
電気通信設備の現場設置に従事する技術労働者のうち、電気通信設備設置において、相当程度の専門的知識と経験を持ち、主体的にその業務を行うことのできる者をいう。		
2 電気通信技術員		
電気通信設備の現場設置に従事する技術労働者のうち、電気通信設備設置において、ある程度の専門的知識と経験を持ち、技術者の指示によりその業務を行うことのできる者をいう。		
(2)電気通信関係技術者等単価の構成		
・基本給相当額		
・基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）		
・臨時の給与（賞与等）		
・実物給与（食事の支給等）		
(3)単価に含まれない賃金、手当、経費		
・時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金		
・各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当		
・現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費		
(4)留意事項		
・外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではない		
・法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている		

<令和5年3月から適用する電気通信関係点検技術者等単価（基準日額）>

（円/日）

職種	基準日額	割増対象賃金比
「電気通信施設点検業務積算基準(案)」及び「電気通信施設保守業務積算基準(案)」の労務費のうち直接人件費を定めたもの		
点検技術者	34,800	0.680
点検技術員	26,800	0.680
「電気通信施設運転監視業務積算基準(案)」の労務費のうち直接人件費を定めたもの		
運転監視技術員	26,800	0.680
(1)職務の定義		
1 点検技術者		
電気通信施設の点検業務に従事する技術労働者のうち、電気通信設備点検において、相当程度の専門的知識と経験を持ち、主体的にその業務を行うことのできる者をいう。		
2 点検技術員		
電気通信施設の点検業務に従事する技術労働者のうち、電気通信設備点検において、ある程度の専門的知識と経験を持ち、点検技術者の指示によりその業務を行うことのできる者をいう。		
3 運転監視技術員		
電気通信施設の運転監視業務に従事する、管理技術者の指揮・命令下でその業務を行うことのできる者をいう。		
(2)電気通信関係点検技術者等単価の構成		
・基本給相当額		
・諸手当（役職、資格、通勤、住宅、家族、その他）		
・賞与相当額		
・事業主負担額（退職金積立、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、介護保険、児童手当）		
(3)単価に含まれない賃金、手当		
・時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金		
・各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当		
(4)留意事項		
・外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではない		

＜令和５年３月から適用する機械設備工事積算に係わる標準賃金＞

(円/日)

職種	標準賃金	割増対象賃金比
機械設備製作工 ・内訳は基準内給与（基本給及び諸手当）、通勤手当、賞与、退職金等である。	28,300	－ 製作原価以外では適用できない。
機械設備据付工 ・内訳は基準内給与（基本給及び諸手当）、通勤手当、賞与である。	26,800	0.657
準用する労務単価 点検整備工（機械設備据付工）	26,800	0.657

＜令和５年３月から適用する港湾請負工事積算基準に係る標準賃金＞

(円/日)

職種	基準日額	割増対象賃金比
潜水士（ダイバー）標準賃金		
潜水深度10m未満	50,500	－
潜水深度10～20m未満	54,400	－
潜水深度20～30m未満	58,200	－
潜水深度30～40m未満	62,100	－
・標準賃金の内訳は、基準内給料（基本給及び諸手当）、通勤手当、賞与、退職金等である。		
・潜水士補助員は、潜水士（ダイバー）に準じる。		
・上廻り員は「公共工事設計労務単価」の潜水送気員に準じる。		
船舶及び機械製造修理請負工事積算基準の標準賃金		
船舶製作工	27,000	－
・標準賃金の内訳は、基準内給料（基本給及び諸手当）、通勤手当、賞与、退職金等である。		
公共工事設計労務単価を準用する労務単価		
船団長（高級船員）	27,600	0.744
潜水世話役（潜水士）	41,600	0.810